

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第92期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蔭山秀一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務チーム長 坊傳康真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務チーム長 坊傳康真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第91期 第3四半期 連結累計期間	第92期 第3四半期 連結累計期間	第91期
会計期間		自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高	(百万円)	30,599	30,241	41,125
経常利益	(百万円)	1,544	1,504	1,818
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	2,503	1,064	2,725
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,560	1,212	2,784
純資産額	(百万円)	13,901	15,337	14,125
総資産額	(百万円)	66,883	65,505	66,901
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	244.42	103.89	266.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	155.59	61.53	169.39
自己資本比率	(%)	20.8	23.4	21.1

回次		第91期 第3四半期 連結会計期間	第92期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	130.77	92.64

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が前連結会計年度の開始の日を実施されたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間の主要な関係会社の異動としては、当社の連結子会社であった株式会社アール・ピー・ビルディングを平成29年9月1日付で吸収合併いたしました。

また、当社の連結子会社である株式会社RRHH(旧 株式会社リーガロイヤルホテル広島)及び株式会社RRHK(旧 株式会社リーガロイヤルホテル小倉)に関する事業を会社分割により新設した株式会社リーガロイヤルホテル広島及び株式会社リーガロイヤルホテル小倉に平成29年9月1日付で承継しております。

この結果、平成29年12月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社9社で構成されることとなりました。

なお、株式会社RRHH及び株式会社RRHKは、平成29年11月1日付で特別清算手続開始の申立てを行っていましたが、株式会社RRHKについては平成30年2月6日付で、株式会社RRHHについては平成30年2月9日付で、それぞれ特別清算の終結が決定いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

1. 固定資産の賃貸借予約契約締結について

当社は、平成29年12月15日開催の取締役会において、株式会社京都JA会館が建設を計画している複合ビルの一部を当社が賃借し、新たなホテルを出店するため、株式会社京都JA会館を賃貸人、当社を賃借人とする定期建物賃貸借予約契約を締結することについて決議いたしました。

(1) 賃貸借予約契約締結の理由

中期経営計画で掲げている主要施策の一つである「コア事業の持続的成長」の一環として、新たなホテルを出店し、収益の拡大を図るためであります。

(2) 賃借する固定資産の概要

名称	(仮称) JAグループ京都新ビル	
所在地	京都市南区東九条西山王町1番地	
賃借資産の概要	構造規模 敷地面積 延床面積 内賃借面積	S造 地上7階建て 3,364.80 m ² (予定) 19,679.15 m ² (予定) 10,728 m ² (予定)
賃借期間	20年間	
賃借料	賃貸人からの要望により、賃借料の総額については開示を控えさせていただきます。	

(3) 賃借する相手先の概要

名称	株式会社 京都JA会館	
事業内容	不動産の賃貸及びその維持管理	
設立年月日	平成25年2月	
本店所在地	京都府京都市中央区壬生東高田町1番地の15	
代表者	代表取締役 牧 克昌	
資本金	83 百万円	
総資産	451 百万円	
純資産	446 百万円	
当該会社との関係	資本関係	当該事項はありません。
	人的関係	当該事項はありません。
	取引関係	当該事項はありません。
	関係当事者への該当状況	当該会社は当社の関連当事者に該当しません。

(4) 今後の日程

取締役会決議日	平成29年12月15日
定期建物賃貸借予約契約締結日(予約契約)	平成29年12月18日
定期建物賃貸借契約締結日(本契約)	平成32年5月(予定)
物件引渡日及び賃借開始日	平成32年6月(予定)

(5) 業績に与える影響

賃借開始は平成32年6月(予定)となるため、本件が平成30年3月期連結業績に与える影響はありません。

2. 連結子会社への固定資産譲渡について

当社は、平成29年12月15日開催の取締役会において、当社保有の固定資産の一部を連結子会社である株式会社リーガロイヤルホテル東京(以下、「RRH東京」という。)に譲渡(以下、「本譲渡」という。)することを決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社グループでは、平成27年11月13日に、当社のリーガロイヤルホテル東京に関する事業を会社分割し、新たに設立したRRH東京に承継することで、迅速な意思決定を行い、経営の効率化、収益体質の強化を図ってまいりました。本譲渡は、当社が保有するリーガロイヤルホテル東京運営に係る固定資産を譲渡することで、経営と資産を一体化し、更なる収益体質の強化を進めていくものであります。

(2) 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額(1)	譲渡価額(2、3)	現況
建物附属設備等 東京都新宿区戸塚町1丁目104-19	3,519百万円	439百万円	リーガロイヤルホテル東京の内装資産等

(1)平成29年11月末日現在の帳簿価額であります。

(2)譲渡価額については、第三者による査定価格に基づいております。

(3)個別決算における譲渡損は、譲渡価額439百万円から帳簿価額3,519百万円を控除した3,080百万円となります。

(3) 譲渡先の概要

商号	株式会社リーガロイヤルホテル東京	
所在地	東京都新宿区戸塚町1丁目104番地19	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 植田 文一	
事業の内容	ホテル業	
資本金の額	10百万円	
創立年月	平成28年2月1日	
当社との関係	資本関係	当社は当該子会社の発行済株式総数の100%を保有しております。
	人的関係	当社の取締役1名、監査役1名が当該子会社の取締役、監査役をそれぞれ兼務しております。
	取引関係	当社は当該子会社に資金の貸付、資産の賃借をし、当社は当該子会社から資金を借入れております。
	関連当事者への該当状況	当該子会社は、当社の連結子会社に該当します。

(4) 譲渡の日程

平成29年12月15日	取締役会決議日
平成29年12月18日	譲渡契約締結日
平成29年12月18日	物件引渡日

(5) 業績に与える影響

本譲渡に伴い、当社の平成30年3月期個別決算におきまして、固定資産売却損3,080百万円を特別損失に計上いたしました。当該固定資産については、連結決算上は全額減損処理済みのため、本譲渡が平成30年3月期連結業績に与える影響はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外情勢による景気への影響が懸念されましたが、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調が続きました。

ホテル業界においては、新規ホテルの開業や民泊の広がり等により競合環境は激化しているものの、訪日外国人数が前年を上回るペースで推移していること等から、宿泊需要は引き続き堅調に推移しました。

こうした環境下、当社は中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。

営業面では、堅調な宿泊需要を最大限取り込み、収益機会の最大化に努めました。さらに、リーガロイヤルホテル（大阪）の宿泊部門において新たにゲストサービス課を新設し、ゲストの要望事項を一括して受け付け迅速に対応することにより、顧客満足度の向上と業務効率化を図りました。

施設面では、リーガロイヤルホテル(大阪)において、メイン宴会場「光琳」と同フロアロビーを昨年8～9月にかけてリニューアルオープンし、宴会の他、近年人気の高い和装のブライダル需要にも対応する空間に一新しました。また、今後インバウンドによる宿泊需要がますます増加することが見込まれるため、宿泊部門売上の最大化を実現すべく、客室を58室増室する工事を開始しました。平成30年3月中旬に完成を予定しております。

リーガロイヤルホテル東京では、昨年9月にニーズが高い中規模宴会や披露宴需要への対応として、緑豊かな庭園の眺望が魅力の宴会場「クリスタル」をオープンした他、同月にチャペル「カナホール」のリニューアルをあわせて実施することで、ブライダル需要の更なる取り込みを強化しました。

また、ホテルの新規出店として、株式会社京都J A会館が京都市南区に建設を計画している複合ビル「(仮称)J Aグループ京都新ビル」内に、宿泊主体型ホテルの開業を目指し、昨年12月、株式会社京都J A会館と固定資産の賃貸借予約契約を締結しました。開業は平成32年夏を予定しています。

このように収益拡大に向け様々な施策に取り組んだ結果、宿泊部門は好調に推移したものの、宴会部門や食堂部門が減収となったことなどにより、当第3四半期連結累計期間の売上高は、30,241百万円と前年同期比357百万円の減収となりました。

損益面では、営業利益1,669百万円（前年同期比303百万円の減）、経常利益1,504百万円（前年同期比40百万円の減）、親会社株主に帰属する四半期純利益1,064百万円（前年同期比1,439百万円の減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,395百万円減少し65,505百万円となりました。

内訳では流動資産が同972百万円減少し7,024百万円となりました。これは現金及び預金が1,012百万円減少したこと等によります。固定資産は同423百万円減少し58,481百万円となりました。これは有形固定資産が402百万円減少したこと等によります。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,608百万円減少し50,168百万円となりました。これは借入金が976百万円減少したこと等によります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,212百万円増加し15,337百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等によります。これにより自己資本比率は、前連結会計年度末の21.1%から23.4%になりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	300,000
計 (注) 1・2	20,300,000

(注) 1 平成29年6月29日開催の定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会決議により、同年10月1日付で当社普通株式10株を1株とする株式併合に伴う定款変更が行われ、A種優先株式を含めた当社の発行可能株式総数は180,000,000株減少し、20,300,000株となっております。

(注) 2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は200,300,000株となりますが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数20,300,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,271,651	10,271,651	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、 100株であります。 (注) 1
A種優先株式	300,000	300,000		(注) 2
計	10,571,651	10,571,651		

(注) 1 平成29年6月29日開催の定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会決議により、同年10月1日付で当社普通株式10株を1株に併合いたしました。これにより、普通株式の発行済株式総数は92,444,864株減少し10,271,651株となり、A種優先株式を含めた発行済株式総数は10,571,651株となっております。また当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において単元株式数の変更を決議しました。これにより、同年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(注) 2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A)優先配当金

当社は、A種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、下記に定める額の剰余金(以下「本優先配当金」という。)を配当する。

但し、下記(B)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金

イ. 本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額(5万円)にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める配当年率を乗じて算出した金額とする。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先配当金の支払いについては、その上限を1,000円とする。

ロ. 配当年率は、平成18年7月7日(払込期日)以降、翌年の3月31日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成19年3月31日までは平成18年7月7日及び同年10月1日の2時点、それ以降は、各年4月1日及びその直後の10月1日の2時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。平成18年7月7日、各年4月1日または10月1日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円LIBOR(6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。各年4月1日及び10月1日当日が銀行休業日の場合は、直前営業日に公表される数値を用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が本優先配当金に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。

非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

(B)優先中間配当金

イ. 当社は中間配当を行うときは、本優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める中間配当年率を乗じて算出した金額の2分の1に相当する金額(以下「本優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先中間配当金の支払いについては、その上限を500円とする。

ロ. 中間配当年率は、平成18年7月7日(払込期日)以降、翌年の9月30日までの各半期事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{中間配当年率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成18年9月30日までは平成18年7月7日の時点、それ以降は、各年4月1日時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

その他の規定については、上記(A)優先配当金 口に準じるものとする。

(C)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5万円を支払う。本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(D)単元株式数

本優先株式の単元株式数は、1,000株とする。

(E)議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(F)種類株主総会

本優先株式については、会社法第322条第1項各号の決議を要しないことを定款に定めている。

(G)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(H)取得請求権

償還請求

本優先株主は、当社に対して、平成28年7月8日（払込期日後10年を経過した日）以後いつでも（ により取得請求をされる日を、以下「償還日」という。）、本優先株式1株につき5万円及び取得日の属する事業年度における本優先配当金額（取得日が4月1日から9月30日の場合、優先中間配当金額）に相当する額の合計額をもって、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

転換予約権

本優先株主は、当社に対して、下記に定める条件により、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該本優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記に定める条件で、当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を交付するものとする。

イ．本優先株式を取得することを請求することができる期間

平成25年7月8日（払込期日後7年を経過した日）から平成43年7月6日までとする。

ロ．本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当社普通株式

(ロ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数は、次の算式により算出されるものとし、本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算出式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の数で除した数とする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得請求に際して} \\ \text{提出した優先株式の払込金額} \\ \text{の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付する。

八．交付価額

(イ) 交付価額

交付価額は、2,127円とする。

(ロ) 交付価額の修正

平成26年4月1日以降平成43年4月1日までの毎年4月1日（以下「決定日」という。）以降、交付価額は、決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される（なお、上記45取引日の間に、下記（ハ）で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、修正後の交付価額は、下記（ハ）に準じて調整される）。但し、かかる算出の結果、決定日価額が当初交付価額（346円80銭）の50%（以下「下限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の交付価額は下限交付価額とし、決定日価額が当初交付価額（346円80銭）の200%（以下「上限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の交付価額は上限交付価額とする。

(八) 交付価額の調整

- (a) 交付価額 (上記 (口) の下限交付価額及び上限交付価額を含む。) は、当社が本優先株式を発行後、次の () から () までのいずれかに該当する場合には、次の算式 (以下「交付価額調整式」という。) により調整される。但し、次の () から () が適用される時点で、下記 (c) に定める時価が存在しない場合は、時価を調整前交付価額と置き換えて交付価額調整式を適用するものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後交付価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 下記 (c) に定める時価 (上記 (a) 但書の場合は、調整前交付価額。以下同様とする。) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合 (但し、本号 () 又は () に記載の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券の転換、交換又は行使により当社普通株式が交付される場合を除く。)
調整後交付価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日。以下同様とする。) の翌日以降、また、当社普通株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社普通株式の株式分割をする場合
調整後交付価額は、株式分割によって増加する普通株式数 (但し、株式分割の基準日において当社の有する当社普通株式にかかる増加株式数を除くものとする。) をもって新発行・処分株式数とした上で交付価額調整式を準用して算出するものとし、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他の証券を発行する場合
調整後交付価額は、発行される新株予約権若しくは新株予約権付社債又はその他証券の全てが当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日) の翌日以降これを適用する。但し、その当社普通株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、行使に際して交付される当社普通株式の対価が当該証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で残存する証券又は権利の全てが当該条件で行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- () 下記 (c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式 (但し、本号 () に該当するものを除く。) を発行する場合
調整後交付価額は、発行された取得条項付株式の全てがその時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

() 上記 () 乃至 () の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 () 乃至 () にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得に換えて当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加して交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \frac{\text{調整前交付価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の転換価額を乗じた金額を支払う。但し、1円未満の端数は切り捨てる。

() 上記 () 及び () における対価とは、当該株式又は新株予約権の発行に際して払込みがなされた額から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

(b) 当社は、上記(八)(a)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な交付価額の調整を行うものとする。

() 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により交付価額の調整を必要とする場合

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とする場合

() 交付価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

(c) 交付価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後交付価額を適用する日(但し、上記(a)()の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)又は(b)に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(a)又は(b)に準じて調整される。

(d) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。

(e) 交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日が定められている場合はその日、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。）とする。また、上記（a）（ ）の場合には、交付価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、基準日における自己株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。さらに、上記（a）（ ）乃至（ ）のいずれにかにより交付価額の調整を算出するにあたり（以下「現調整時」という。）、当該調整式における調整前交付価額が当社の普通株式、当社の普通株式が交付される取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債を含む。）並びに当社の普通株式が交付される取得条項付株式、取得条項付新株予約権若しくは新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付されているものに限る。）の交付により調整されている場合（又は当該調整が下記（f）但書により考慮されたものである場合）、当該調整を算出するために交付されたものとみなされた当社の普通株式数が、現調整時において実際に交付された当社の普通株式を上回る限りにおいて、当該交付価額調整式の既発行普通株式数を確定するため、現調整時において交付されていない当社の普通株式は、交付されたものとみなすものとする。

(f) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(I) 取得条項

強制償還

当社は、いつでも当社取締役会において定める日（以下「取得日」という。）に、下記の価額をもって、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。本優先株式の一部を取得する場合は、抽選による。

平成18年7月7日から平成25年7月7日まで本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad 102\%$$

平成25年7月8日以降本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad \frac{\text{取得日における当社普通株式の時価} \quad \times \quad 93\%}{\text{取得日における交付価額}}$$

但し、以下に定める金額を下限とする。

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad (1 + \text{取得日における配当年率 (取得日が4月1日から9月30日の場合は中間配当年率)}) \quad (\text{それぞれ、2\%を下限とする。})$$

強制転換

当社は、平成43年7月6日までに取得請求が行われなかった本優先株式については、平成43年7月7日（以下「一斉取得日」という。）をもって、そのすべてを取得するものとする。

当社は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。但し、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数、又は、当該平均値が上限交付価額を上回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該上限交付価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日(注)	92,444,864	普通株式 10,271,651 A種優先株式 300,000		13,229		

(注) 普通株式の併合(10:1)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,216,600	102,166	
単元未満株式	普通株式 26,751		
発行済株式総数(普通株式)	10,271,651		
発行済株式総数(A種優先株式)	300,000		
総株主の議決権		102,166	

(注) 1 「無議決権株式」欄のA種優先株式の内容については、第3〔提出会社の状況〕 1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕の(注)2に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ロイヤルホテル	大阪市北区中之島 5丁目3番68号	28,300		28,300	0.28
計		28,300		28,300	0.28

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役専務取締役 グループサービス部門（業務 チーム・財務チーム・経営企 画チーム）担当（兼）財務内 部統制委員長	代表取締役専務取締役 グループサービス部門（運営 サポートチーム・業務チー ム・財務チーム・経営企画 チーム）担当（兼）財務内部 統制委員長	中村 雅昭	平成29年10月1日
取締役常務執行役員 内部統制監査室・食品安全推 進室・グループサービス部門 （購買チーム・コンプライア ンス統括チーム）・事業所部 担当（兼）コンプライアンス 委員長（兼）食品安全衛生委 員長（兼）リスク管理委員長	取締役常務執行役員 内部統制監査室・食品安全推 進室・グループサービス部門 （購買チーム・コンプライア ンス統括チーム）・事業所部 担当（兼）コンプライアンス 委員長（兼）食品安全衛生委 員長	田坂 寿教	平成29年11月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,439	2,426
売掛金	2,319	2,510
原材料及び貯蔵品	365	625
その他	1,873	1,463
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	7,996	7,024
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	70,175	71,085
減価償却累計額	54,249	55,226
建物及び構築物(純額)	15,925	15,858
土地	27,000	27,000
リース資産	1,550	1,139
減価償却累計額	784	675
リース資産(純額)	766	463
その他	5,816	5,892
減価償却累計額	4,611	4,719
その他(純額)	1,205	1,172
有形固定資産合計	44,897	44,494
無形固定資産		
リース資産	222	165
その他	43	33
無形固定資産合計	265	199
投資その他の資産		
差入保証金	13,035	13,026
その他	712	772
貸倒引当金	7	12
投資その他の資産合計	13,740	13,786
固定資産合計	58,904	58,481
資産合計	66,901	65,505

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,180	1,586
短期借入金	1,615	1,816
賞与引当金	335	215
その他	5,253	3,860
流動負債合計	8,385	7,478
固定負債		
長期借入金	31,805	30,628
退職給付に係る負債	5,672	5,663
商品券回収損引当金	174	174
資産除去債務	2,040	2,057
その他	4,696	4,166
固定負債合計	44,390	42,689
負債合計	52,776	50,168
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,229	13,229
利益剰余金	1,414	2,476
自己株式	59	59
株主資本合計	14,585	15,645
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	54
退職給付に係る調整累計額	494	393
その他の包括利益累計額合計	459	339
非支配株主持分	-	31
純資産合計	14,125	15,337
負債純資産合計	66,901	65,505

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	30,599	30,241
売上原価	7,432	7,367
売上総利益	23,167	22,874
販売費及び一般管理費		
水道光熱費	1,673	1,716
人件費	9,984	10,109
諸経費	9,537	9,379
販売費及び一般管理費合計	21,194	21,205
営業利益	1,972	1,669
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	3	4
受取保険金	7	23
債務勘定整理益	11	9
その他	27	22
営業外収益合計	53	62
営業外費用		
支払利息	315	202
シンジケートローン手数料	132	7
その他	33	17
営業外費用合計	480	227
経常利益	1,544	1,504
特別利益		
受取補償金	1 418	1 104
投資有価証券売却益	-	74
固定資産売却益	349	-
特別利益合計	768	178
特別損失		
減損損失	2 36	2 129
固定資産除却損	87	44
環境対策費	5	8
特別損失合計	129	182
税金等調整前四半期純利益	2,183	1,500
法人税、住民税及び事業税	443	219
法人税等調整額	763	188
法人税等合計	320	408
四半期純利益	2,503	1,092
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	28
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,503	1,064

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	2,503	1,092
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21	19
退職給付に係る調整額	78	101
その他の包括利益合計	56	120
四半期包括利益	2,560	1,212
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,560	1,182
非支配株主に係る四半期包括利益	-	29

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であった株式会社アール・ピー・ビルディングは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

また第2四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である株式会社RRHH(旧 株式会社リーガロイヤルホテル広島)及び株式会社RRHK(旧 株式会社リーガロイヤルホテル小倉)に関する事業を会社分割により新設した株式会社リーガロイヤルホテル広島及び株式会社リーガロイヤルホテル小倉に承継し、同社を連結の範囲に含めております。

この結果、平成29年12月31日現在では、当社の連結子会社の数は、7社から8社となりました。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 受取補償金

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、東日本大震災に起因する東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による損害賠償に関し、平成28年4月11日付、及び平成28年8月25日付で、その賠償金額について一部合意が成立しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間において、賠償金418百万円を受取補償金として特別利益に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループは、東日本大震災に起因する東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による損害賠償に関し、平成29年5月29日付、及び平成29年7月25日付で、その賠償金額について一部合意が成立致しました。

これにより、当第3四半期連結累計期間において、賠償金104百万円を受取補償金として特別利益に計上しております。

2 減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル	東京都新宿区	建物	4百万円
		その他	32百万円
		合計	36百万円

当社グループは減損損失の算定にあたって、概ね独立のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、原則として個々のホテルを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル	東京都新宿区	建物	100百万円
		その他	28百万円
		合計	129百万円

当社グループは減損損失の算定にあたって、概ね独立のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、原則として個々のホテルを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	1,217百万円	1,233百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	244.42円	103.89円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,503	1,064
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	2,503	1,064
普通株式の期中平均株式数(株)	10,243,989	10,243,610
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	155.59円	61.53円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	5,847,953	7,052,186
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変更があったものの概要		

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社ロイヤルホテル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 友 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 智 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロイヤルホテルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。